

特別地域（特別保護地区）内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

自然公園法第 20 条（第 21 条）第 3 項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、)
(住所及び代表者の氏名)

滋賀県知事

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
車馬（動力船、 航空機）の種類 及び数		
使用（着陸） 範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真 (カラー写真)
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「使用 (着陸) 方法」欄には、自動車を時速 50 キロメートルで 1 日 2 回 1 周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス) なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (6) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A4 とすること。
- (7) 提出部数は、原則として申請の行為地が大津市内の場合は 2 部、大津市外の場合には 3 部用意すること。別途部数について指示のある場合には、その指示に従うこと。